

會 務

土木學會誌 第十五卷第一號 昭和四年一月十五日

○昭和三年十二月五日編輯委員會を開き黒河内委員長、平山、鈴木、田中、三浦の各委員及菊池囑託出席會誌編輯上に付協議をなせり。

○昭和三年十二月十日役員會を開き岡野會長、井上、中川の兩副會長、古市、古川の兩前會長、大岡、井上、福田、米山、黒河内の各常議員、丹治、村の兩主事出席、岡野會長議長席に着き丹治、村の兩主事より一般會務の報告あり次で下記事項を決議せり。

△昭和四年度收支豫算の件は之を承認すること。

△昭和四年度關西支部豫算に關しては交附金を1500圓として之を承認すること。

尙三年度交附金増額要求に對しては要求額522.76圓の中事務委託費140圓及立替金67.26圓を三年度交附金追加として承認することとし残額315.50圓は支部貸金とし毎年相當額を返却のことに承認すること。

△昭和四年度總會は昭和四年一月十九日(土曜日)午後三時半より帝國鐵道協會に於て開催すること。

△高速鐵道調査會は昭和三年十二月を以て調査完了の旨該委員長より報告ありたるを以て之を承認すること。

○下記の諸君は退會せられたり。

准員	武市新吉君	福島鶴太郎君	岡本正君
	安藤勝喜君	平澤福治君	森幸太郎君
	伊藤清市君	古川軍治君	

○昭和三年十一月八日以降同年十二月十五日迄に於て入會を承認し名簿に登録したる者下記の如し(○は轉格者を示す)。

會 員 (十一名)

○青木金作君	○大石巖君	○加藤三十郎君
○町田義和君	○山極二郎君	○荒井荒三郎君
○大野健明君	○西勝造君	○八木辨吉君
○福田俊君	○永田年君	

准 員 (十二名)

岡本丈夫君	中本茂君	石川主計君
○長田磯雄君	河原次男君	兒玉淳一君
武本壽道君	○土屋實君	原雄次郎君

村 上 春 吉君	○柳 茂 生君	飯 高 儀 十君
	學 生 員 (九名)	
岡 元 忠君	小 林 尙君	河 野 要君
國 田 齊君	中 村 進 三君	西 島 尙 義君
野 添 民 夫君	濱 田 秀 雄君	寄 田 紀 生君

各 調 査 會 記 事

混凝土調査會；

○昭和三年十一月二十二日第四回幹事會を開く中川副會長，大河戸委員長，永山幹事長，黑河内，平山，藤井，鈴木，山中，田中，中山の各幹事，物部，阿部，牧野，那須の各委員，加藤，北村，石井の各囑託出席し示方書草案に就き逐條慎重討議をなせり。

協議決定事項としては示方書原案中に鋪裝用混凝土に關する事項を挿入することとし其の原案作成者の人選を牧野委員に依頼すること。

○同年十二月六日第五回幹事會を開く大河戸委員長，永山幹事長，黑河内，平山，田中，藤井，田中(寅)，三浦，菊池，岡部，中山，菊池(明)の各幹事，野口，牧野，那須の各委員北村，石井の兩囑託出席し前回に引續き示方書草案に對し逐條討議をなせり。

協議決定事項としては鋪裝用混凝土に關する原案作成者を山本享君，江守守平君，山田忠雄君の三名とすること。

用語調査會；

○昭和三年十二月十一日第二回幹事會を開く中川幹事長，三浦，田中(寅)，山口，糠澤，中桐，白石，菊池(明)，田中，佐藤，榎木，河口，藤井，中原，鮫島，丹治，村兩主事の中川囑託出席し，各擔任幹事より提出せる撰定用語表により調査すべき用語を決定するに當り各提案者より夫々説明を求め種々協議をなせり。

○昭和三年十一月八日以降十二月十五日迄に於て寄贈又は交換を受ける雜誌其他下記の如し。

寄贈を受けたる分

銅地分析方法	2冊	商工省工業品規格統一調査會
帝國學士院紀事第8,9號	2冊	帝國學士院
塗料特許ズボイド	1冊	日本電池株式會社
内外工業時報 11月號	1冊	最新工業普及會
九大工學畫報 4號	1冊	九州帝國大學

水曜會誌	1冊	水曜會誌	會
明治工業史	1冊	工學	會
上下水道設計圖集	1冊	水道研究會	會
自動車道	1冊	菅原通濟氏	氏
ワット第1卷第1號	1冊	ワット	社
工業と社會 11, 12月號	2冊	東京工業會	會
明電舎ジャーナル	1冊	明電舎	會
工學第 11, 12 號	2冊	東京工業社	社
工學報告第 8 卷第 1 號	1冊	東北帝國大學附屬圖書館	館
工學部紀要第 17 冊第 13, 14, 15 號	3冊	東京帝國大學	學
工業 11, 12 月號	2冊	大阪工業會	會
工業之大日本第 11 號	1冊	工業之日本社	社
セメント界彙報第 198, 199, 200 號	3冊	セメント界彙報發行所	所
滿洲技術協會誌第 5 卷第 28 號	1冊	滿洲技術協會	會
電氣製鋼第 11 號	1冊	電氣製鋼研究會	會
土木建築材料商報 11, 12 月號	2冊	東洋建材商報社	社
日立評論第 11 號	1冊	日立評論社	社
工事畫報第 4 卷第 11 號	1冊	工事畫報社	社
名古屋工業會々報第 67, 68 號	2冊	名古屋工業會	會
土木建築資料通信第 164, 165 號	2冊	土木建築資料通信社	社
三菱電機第 11, 12 號	2冊	三菱電機神戶製作所	所
シビル第 12 號	1冊	シビル	社
交換の分			
帝國鐵道協會々報第 10 號	1冊	帝國鐵道協會	會
建築雜誌第 515 號	1冊	建築學會	會
工業要録第 11 號	1冊	工業資料調查會	會
電氣學會雜誌第 484 號及電氣學會一覽	2冊	電氣學會	會
日本建築士第 3 卷第 5 號	1冊	日本建築士會	會
鐵と鋼第 10 號	1冊	日本鐵鋼協會	會
工政第 108, 109 號	2冊	工政會	會
工業化學雜誌第 31 編第 11 冊及名簿	2冊	工業化學會	會
同上歐文	1冊	同上	

衛生工業協會誌第 11 號
 日本鑛業誌第 523 號
 機械學會誌第 138 號及名簿
 港灣 11, 12 號

1 冊 衛 生 工 業 協 會
 1 冊 日 本 鑛 業 會
 2 冊 機 械 學 會
 2 冊 港 灣 協 會

正 誤 表

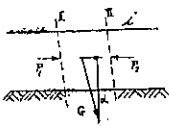
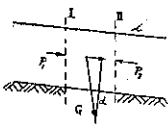
Stresses in Subaqueous Tunnels built in the Water-bearing Soil.

(第十五卷 第一號 所載)

頁	行	誤	正
10	8	Neutral axis	Vertical axis
28	3	$\frac{\pi - \theta}{2} \sin \theta$	$\frac{\pi - 2}{2} \sin \theta$
,,	9	$\frac{\pi - \theta + 2}{2} \sin \theta$	$\frac{\pi}{2} \sin \theta$
,,	13	$\frac{\pi + \theta - 2}{2} \sin \theta$	$\frac{\pi}{2} \sin \theta$
,,	14	$-\pi \sin \theta \sin \phi$	$+\pi \sin \theta \sin \phi$
,,	17	$\frac{\pi + \theta - 2}{2} \sin \theta$	$\frac{\pi}{2} \sin \theta$

砂 礫 の 運 動

(第十五卷 第二號 所載)

頁	行	誤	正
146	第三圖	$V(r_1 - r)$	$V(r_1 - r)$
147	終より 2	v	v_s
153	5	Kraft the—	kraft the—
,,	第六圖		
157	13	大が河底にて……	礫が河底にて……
,,	16	礫さ即ち其の……	大さ即ち其の……
159	第十圖	圖 面	轉 倒
167	18	v_s	v_s
170	終より 4	$v_s = \sqrt{\frac{2gf}{k} \frac{r_1 - r}{r}} b$	$v_s = \sqrt{\frac{2gf}{k} \frac{r_1 - r}{r}} b$
171	7	$-fgb \int_0^{z_0} \left[\dots \right]$	$\frac{-fgb}{\log p} \int_0^{z_0} \left[\dots \right]$
174	9	l	v
184	13	v	v_m

雜誌閱覽に就ての會告

下記の雜誌は本會事務所に備付置候間御希望の向は下記時間内御隨意に御閱覽相成度候。

閱 覽 時 間

日曜日及祭日休、土曜日自午後一時至同四時、其他 自午後四時至同八時。

但し役員會、委員會等開催の日は御斷り致すこと有之哉も計られず候間豫め御承知置被下度候。

備 付 雜 誌

Engineering	工	政
Engineering News-Record	港	灣
Le Génie Civil	國	際
Railway Gazette	建	築
衛生工業協會誌	時	論
機械學會誌	造	船
業務研究資料(鐵道大臣官房研究所)	協	會
建 設	帝	國
建 築 雜 誌	鐵	道
工 學 部 紀 要 (東大, 京大, 九大)	協	會
工 學 報 告 (東北帝大)	電	氣
工 業 化 學 雜 誌	學	會
工 事 畫 報	電	氣
	製	鋼
	土	木
	建	築
	雜	誌
	日	立
	評	論
	名	古
	屋	工
	業	會
	々	報
	滿	洲
	技	術
	協	會
	々	誌
	其	他
	寄	贈
	雜	誌

廣 告 料 (東京市京橋區築地上柳原町八番地 東京第一通信社取扱) 電話京橋 872 番、振替東京 3069 番

普通廣告 一回一頁 40 圓 一回半頁 25 圓

指定廣告	裏表紙三面對向 及廣告初頁	一回一頁 60 圓
		裏表紙三面 一回一頁 150 圓
		色アート 一回一頁 75 圓

- 指定廣告は凡て一箇年繼續申込のものに限り取扱ふものとす
- 會員自身の廣告に對しては總て上記料金の一割引とす
- 同一廣告の連續掲載申込に對しては半箇年分五分引、一箇年分一割引とす
- 廣告に寫眞版又は木版等を挿入する場合は之に要する實費を別に申受くるものとす

土木學會定款

總 則

- 第一條 本會ハ土木工學ノ進歩及ヒ土木事業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ土木學會ト稱シ事務所ヲ東京市麹町區八重洲町一丁目一番地ニ置ク
事務所ノ位置ノ變更ハ東京市内ニ於テスル場合ニ限り役員會ニ於テ之ヲ決議シ主務官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ行フコトヲ得
- 第三條 本會ハ地方ニ支會ヲ設クルコトヲ得

會 員

- 第四條 左ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ土木學會規則ノ定ムル所ニ依リ會員タルコトヲ得
 - 一 工學専門ノ高等教育ヲ受ケ其程度ニ依リ五箇年乃至十箇年以上其業務ニ従事シタル者
 - 二 土木工事設計ノ技能ヲ有シ五箇年以上重要ナル工事ヲ擔任シタル者
- 第五條 本會ニ賛助員准員及ヒ學生員ヲ置クコトヲ得其資格及ヒ權利義務ハ土木學會規則ニ於テ之ヲ定ム
- 第六條 會員ニシテ本定款若ハ土木學會規則ニ違背シ又ハ本會ノ名譽ヲ汚スノ行為アリト認メラレタル者アルトキハ本會ハ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得

會 費

- 第七條 會員ハ土木學會規則ノ定ムル所ニ依リ會費ヲ負擔ス

役 員

- 第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 會 長 一 名
 - 二 副 會 長 二 名
 - 三 常 議 員

常議員ノ數ハ土木學會規則ニ於テ之ヲ定ム

- 第九條 本會ノ理事ハ三名トシ會長及ヒ副會長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十條 役員ハ總會ニ於テ東京市及ヒ其附近ニ在住會員中ヨリ帝國在住會員ノ投票ニ依リ之ヲ選舉ス
同數ノ投票ヲ得タル者二人以上アリテ定員ヲ超過スルトキハ年長者ヲ當選トス
- 第十一條 會長ノ任期ハ一箇年トシ重任スルコトヲ得ス
副會長及ヒ常議員ノ任期ハ二箇年トシ毎年其半數ヲ改選ス重任スルコトヲ得ス
- 第十二條 役員ニ臨時缺員ヲ生シタルトキハ役員會ニ於テ之ヲ補選スルコトヲ得
補選セラレタル役員ハ前任者ノ殘期間在職スルモノトス
- 第十三條 役員會ハ會長副會長常議員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第十四條 本定款及ヒ法律ニ於テ特ニ總會ノ權限ニ屬セシメサル會務ハ總テ役員會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ處理ス

會 計

- 第十五條 本會ノ經費ハ會費寄附金其他ノ收入ヲ以テ支辨ス

會 合

- 第十六條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ事業及ヒ決算ノ報告ヲ爲スヘシ
- 第十七條 本會ハ土木學會規則ニ依リ臨時總會ヲ開クコトヲ得
- 第十八條 總會ハ役員會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ招キ開ク
- 第十九條 總會ニ於テ出席員四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトキハ第二十二條ノ場合ヲ除クノ外豫メ通知セザリシ事項ニ就キ決議ヲ爲スコトヲ得
- 第二十條 會員ハ自ら會場ニ出席スルコトヲ得 役員會議ニ與カリ又ハ表決ヲ爲スコトヲ得ス但シ第十條ノ役員

選舉ニ關シテハ投票ヲ送付スルコトヲ得

雜 則

第二十一條 本定款ノ施行ニ必要ナル事項ハ土木學會規則ヲ以テ之ヲ規定ス

土木學會規則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條 總會ニ於テ全會員五分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルトキハ本定款ヲ改正スルコトヲ得

改正案ハ總會招集ノ日ヨリ少クモ十五日以前ニ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス

附 則

第二十三條 第一回ノ會長、副會長及常議員ハ定款第十條ヲ準用シ發起人總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二十四條 第一回ニ選舉セラレタル會長並ニ抽籤ヲ以テ定メタル副會長及常議員ノ各半數ノ任期ハ大正五年一月ノ總會迄トシ副會長及ヒ常議員ノ殘半數ノ任期ハ大正六年一月ノ總會迄トス

土木會學規則

第一條 會員タラント欲スル者ハ會員三名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書ヲ會長ニ差出スヘシ

前項ノ希望者アリタルトキハ會長ハ之ヲ役員會ノ議ニ附シ入會ノ可否ヲ定ム

第二條 入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金拾圓ヲ納付スヘシ

前項ノ入會金ヲ受領シタルトキハ入會者ノ姓名ヲ會員名簿ニ登錄ス

第三條 退會セント欲スル者ハ其旨ヲ會長ニ申出ツヘシ

第四條 本會ノ趣旨ヲ賛成シテ一時ニ金貳百圓以上又ハ之ニ相當スル物件ヲ寄附スル者ヲ贊助員トス

第五條 贊助員タラント欲スル者ハ會員一名以上ノ紹介ヲ以テ金額又ハ物件寄附ノ申込書ヲ會長ニ差出スヘシ

寄附ノ金員又ハ物件ヲ受領シタルトキハ寄附者ノ姓名ヲ贊助員名簿ニ登錄ス

第六條 左ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ准員タルコトヲ得

一 工學専門ノ高等教育ヲ受ケタル者

二 工學ノ智識ヲ有シ三箇年以上土木ニ關係アル業務ニ從事シタル者

第七條 准員タラント欲スル者ハ會員一名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書ヲ會長ニ差出スヘシ

入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金五圓ヲ納付スヘシ

前項ノ入會金ヲ受領シタルトキハ入會者ノ姓名ヲ准員名簿ニ登錄ス

第八條 工學専門ノ高等學校程度以上ノ學校在學中ノ者ハ學生員タルコトヲ得

第九條 學生員タラント欲スル者ハ會員一名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書ヲ會長ニ差出スヘシ

入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金貳圓ヲ納付スヘシ

前項ノ入會金ヲ受領シタルトキハ入會者ノ姓名ヲ學生員名簿ニ登錄ス

第十條 贊助員、准員及ヒ學生員ハ會務ノ議定ヲ除クノ外會員ノ權利ヲ享有ス

第十一條 准員カ會員ニ又ハ學生員カ准員若クハ會員ニ轉セントスルトキハ各其資格ニ該當スル入會ノ手續ヲ準用ス但入會金ハ各其差額ヲ納付スヘシ

第十二條 會員ノ會費ハ年額金拾八圓トシ毎年二月、六月、十月ノ三度ニ分納スヘシ

新ニ入會シタル者ハ月割ヲ以テ會費ヲ納付スヘシ

一時ニ金百六拾圓ヲ納付シタル者ハ以後會費ヲ納付スヘシ

第十三條 會員六箇月以上會費ヲ納付ラズトシタル者ハ役員會ノ議ヲ經テ會員タル特權ノ行使ヲ停止スルコトヲ得

忘納二箇年ニ及フ者ハ定款第六條ニ依リ之ヲ處分ス

第十四條 退會其他ノ事由ニ依リテ會員ノ資格ヲ失ヒタル者ハ納付シタル會費ノ返還ヲ求ムル事ヲ得ス

又本會ニ對シテ負フタル債務ハ之ヲ辨償スヘシ

第十五條 准員ノ會費ハ年額金拾貳圓トシ毎年二月、六月、十月ノ三度ニ分納スヘシ

一時ニ金百拾圓ヲ納付シタル者ハ以後會費ノ負擔ヲ要セス

第十六條 前條第二項ノ准員カ會員ニ轉シタルトキハ其會費ハ年額金六圓トシ轉シタル時ヨリ月割ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

前項ノ會員カ更ニ一時金三拾圓ヲ納付シタス時ハ以後會費ノ負擔ヲ要セス

第十七條 學生員ノ會費ハ年額金七圓五拾錢トシ毎年二月、六月、十月ノ三度ニ分納スヘシ

第十八條 會長ハ本會ノ事務ヲ總理シ總會及ヒ役員會ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第十九條 定款第八條ノ常議員ノ定員ハ八名トス

定款第十條ノ其附近ノ區域トハ東京市隣接ノ各郡及横濱市トス

第二十條 會長ハ退任後ト雖役員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十一條 本會ニ左ノ議員ヲ置ク

- | | |
|---------|-----|
| 一 主 事 | 二 名 |
| 二 編輯委員長 | 一 名 |
| 三 編輯委員 | 若干名 |

第二十二條 主事ハ庶務會計及ヒ會誌刊行ノ事務ヲ掌ル

第二十三條 編輯委員長及ヒ編輯委員ハ會誌原稿撰定ノ事ヲ掌ル

第二十四條 役員及ヒ職員ハ總テ名譽職トス

第二十五條 職員ハ役員會ニ於テ會員中ヨリ推選セラレタル者ニシテ其任期ハ一箇年トス但シ再選セラレルコトヲ得

第二十六條 會長ハ有給事務員若干名ヲ任用スルコトヲ得

第二十七條 會長ハ毎年十一月ニ於テ翌年一月ヨリ十二月ニ至ル一箇年收支豫算ヲ調製シ役員會ノ承認ヲ經テ

第二十八條 會長ハ毎年一月ニ於テ前年中ノ收支決算財産債權及ヒ債務ノ狀況ヲ調査シ役員會ノ承認ヲ經テ同月ノ總會ニ報告スヘシ

第二十九條 豫算費目内ノ支出ハ會長之ヲ專行スルコトヲ得

豫算費目ノ流用ハ役員會ノ議決ヲ得ルヲ要ス

第三十條 會長ハ常用雜費ノ支拂ノ爲メ役員會ノ定ムル所ニ依リ主任者ニ現金前渡ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 總會ハ毎年一月之ヲ開ク

總會ニ於テハ會長講演ヲ爲ス

第三十二條 臨時總會ハ役員會カ必要ト認ムルトキ又ハ全會員十分ノ一以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク

第三十三條 役員會ハ役員半数以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第三十四條 總會及ヒ役員會ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十五條 本會ハ毎年三回以上講演會ヲ開キ毎年六回以上會誌ヲ發行ス

第三十六條 本會ハ土木工學又ハ土木事業ニ就テ特ニ功勞アル者ニ對シ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ旌表スルコトアルベシ

第三十七條 本會ハ本會會誌所載ノ論說報告等ニシテ優テナルモノニ對シ役員會ノ議決ヲ經テ賞牌ヲ贈ルコトアルベシ

第三十八條 定款第六條並本則第一條第二項及ヒ第三條ノ規定ハ贊助員、准員及ヒ學生員ニ本則第十二條第二項第十三條及第十四條ノ規定ハ准員及ヒ學生員ニ之ヲ準用ス

第三十九條 支會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 總會ニ於テ全會員十分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルトキハ本規則ヲ改正スルコトヲ得但シ改正案ハ總會招集ノ日ヨリ少クモ十五日以前ニ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス

附 則

第一回ノ職員ノ任期ハ大正五年一月マテトス

土木學會關西支部規定

第一條 大阪ニ支會ヲ置キ之レヲ關西支部ト稱ス

第二條 支部ニ支部長ヲ置キ支部ニ關スル一般事務並ニ左ノ事業ヲ委囑ス

講 演 會

見學旅行 土木ニ關スル研究調査

前項以外ノ事業ニ就テハ會長ノ承認ヲ受クルヲ要ス

支部長ハ本會役員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三條 支部長ハ左ノ府縣ニ在任ノ會員ノ互選ニヨリ會長之レヲ委囑ス

京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣

第四條 支部長ノ任期ハ一ケ年トシ重任スルコトヲ得ス

第五條 支部ニ左ノ職員ヲ置キ支部長之レヲ委囑シ會長ニ報告スルモノトス

商 議 員 若 干 名

幹 事 長 一 名

幹 事 若 干 名

第六條 支部長ハ毎年十月ニ於テ翌年一月ヨリ十二月ニ至ル一ケ年收支豫算ヲ調製シ會長ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 支部長ハ毎年一月十日迄ニ於テ前年中ノ收支決算並ニ事業一般ニ付會長ニ報告シ收支決算ニ付テハ其ノ承認ヲ受クルモノトス

第八條 支部長ハ支部職員ノ數任期其ノ他ニ關スル内規ヲ作製シ會長ノ承認ヲ受クルモノトス

附 則

第一回ノ支部長ハ發起人會ノ選舉ニヨリ會長之レヲ委囑ス

萬國工業會議

萬國工業會議ノ開催ニ付テハ大正十四年以來朝野各方面ノ人々ノ多大ナル盡力ヲ煩ハシテ居ツタガ、今般諸般ノ準備ガ全ク成リ、茲ニ日本礦業會、日本鐵鋼協會、土木學會、火兵學會、造船協會、建築學會、工業化學會、衛生工業協會、電氣學會、電信電話學會、機械學會、照明學會ノ十二學會ヲ以テ組織スル工學會主催ノ下ニ、昭和四年十月二十五日カラ十一月二十二日ニ亘リテ開催スルコトトナツタ。本會議ノ主ナル事業ハ工學及工業ニ關スル報告、研究論文ノ發表、討論及必要ニ應ジ或種ノ決議ヲ爲サンガ爲ニ開ク處ノ會議ト見學旅行トデアツテ、會議ハ十月二十九日カラ十一月七日迄東京市ニ於テ開カレル。本會議ハ我國ニ於ケル最初ノ試ミタルノミナラズ、從來ノ斯ノ種ノ會議ニ比ベテ最モ規模ノ大ナルモノデアツテ、世界ノ工學及工業ニ關スル方面ニ於テハ本會議ノ成否ニ對シテ多大ナル注意ヲ拂ツテ居ル。幸ニ本會議ハ歐、米ノ諸國ニ於テハ大ナル同情ト感興トラ以テ迎ヘラレ、外國參加者ハ相當多數ニ上リ、而モ有名ナル人士ガ多數參加サレル見込デアル。國內夫々ノ關係者ニ於カレテハ會員トシテ奮ツテ參加セラレ、本會議ノ目的ノ達成ニ遺憾ナカラシメンコトヲ切望スル次第デアル。

昭和三年十月

萬國工業會議會長 男爵 古市公威

目 次

I. 目的及經過	2
II. 規 則	2
III. 論文題目ノ種別	4
IV. 日 程	5
V. 見 學 旅 行	5
VI. 注 意 事 項	8

總 裁 秩父宮雅仁親王殿下

名譽會長	內閣總理大臣
名譽副會長	商工大臣
同	子爵 澁澤榮一
顧問	
會長	男爵 古市公威
副會長	男爵 斯波忠三郎
同	男爵 四條隆英
同	男爵 團琢磨
總務委員長	男爵 斯波忠三郎
計畫委員長	加茂正雄
資金委員長	大橋新太郎
論文委員長	依國一
會議委員長	稻田三之助
編纂委員長	那波光雄
見學委員長	八田嘉明
接待委員長	門野重九郎

庶務幹事 佐野秀之助
會計幹事 膳 桂之助

萬 國 工 業 會 議

昭和四年十月工學會主催

I. 目的及經過

本會議ハ世界各國ノ學者及工業家ヲ一堂ノ下ニ會同セシメテ工學及工業ニ關スル論文ノ發表及意見ノ交換ヲ爲シ、以テ相互ノ知識ヲ増進スルト共ニ世界人文ノ進歩發達ニ寄與貢獻スルコトヲ目的トスルモノデアアル。斯種ノ會議ハ小規模デアツタガ從來歐米ニ於テハ時々開催セラレタノデアアルガ、東洋ニ於テハ今度ガ最初ノ計畫デアツテ、而モ範圍ノ廣汎ナルコト、規模ノ大ナルコトニ於テハ從來ノ何レノ會議ニモ著シク優ツテ居ル。抑々本會議ハ大正十四年三月米國ノ有力ナル技術家一致ノ意見トシテ日本ガ主催シテ之ヲ開クベキコトヲ懇請シテ來タニ始マツテ居ル。斯ノ種ノ會議ノ開催ハ相互ノ親善ヲ増スノミナラズ、世界平和ノ爲ニモ好影響ヲ齎ラスモノデアリ、一方又我國工業ノ最近ノ發達ヲ世界ニ紹介スル好機會デモアルカラ、我學界並工業界ノ有力者ノ考ハ期セズシテ此米國側ノ申込ニ應諾スルコトニ一致シタ。然シ乍ラ此會議ハ計畫自體ガ頗ル廣汎デアツテ多額ノ費用ヲ要スルノミナラズ、各方面ニ於テ官民ノ協力ニ俟タナケレバナラナイカラ、先ヅ政府ノ了解ヲ得テ工學會ガ主催者トナツテ本會議開催ニ關スル各般ノ準備ヲ進ムルコトトナツタ。其ノ結果本年一月先ヅ評議員、會長以下各種ノ役員及委員等ノ執行機關ガ組織セラレ、七月ニナツテ辱クモ秩父宮雍仁親王殿下ヲ總裁ニ奉戴申上ゲ、同時ニ內閣總理大臣ヲ名譽會長ニ、商工大臣及澁澤子爵ヲ名譽副會長ニ推舉シタ。尙政府ニ於テモ本會議ニ對シ十五萬圓ノ補助金ヲ交付セラル、コトニナツタ。

尙茲ニ注意スベキハ本會議ト同時ノ頃ニ世界動力會議東京部會ガ東京ニ於テ開カレルコトデアアル。之ハ倫敦ニ本部ヲ有スル世界動力會議ノ東京部會デアツテ本會議トハ全然別個ノモノデアアル。然シ乍ラ動力ニ關スル問題モ本會議ノ題目ノ一ツデアアルカラ、此點ニ於テ兩者ハ密接ナル關係ヲ有シテ居ル。ソコデ混同ヲ避クルガ爲ニ主トシテ技術ニ關スル事項ハ本會議ノ方デ、主トシテ經濟ニ關スル事項ハ動力會議ノ方デ取扱フコトニ關係者ノ間ニ於テ取決メラレタ。

II. 規 則

第一章 會議ノ名稱、時期及場所

第一條 本會議ハ之ヲ萬國工業會議ト稱シ昭和四年十月日本帝國東京市ニ於テ之ヲ開催ス

第二章 會議ノ目的

第二條 本會議ハ世界各國ノ工業及工業關係者協同シテ左ニ掲クル事項ヲ遂行スルヲ以テ目的トス

- 一、工學及工業ニ關スル論文ノ發表及意見ノ交換ヲ爲シ以テ智識ヲ増進シ且懇親ヲ圖ルコト
- 二、發表ノ論文、意見並決議ヲ記錄シテ世界的ノ參考資料ト爲スコト

第三章 會議及施設

第三條 本會議ハ總會及部會ノ二種トシ左ノ施設ヲ爲ス

旅行及見學

記錄ノ出版

其ノ他會議ノ目的達成ニ必要ナル事項

第四條 總會ニ於テハ重要事項ノ審議及報告並各部會ヨリ提出セラレタル決議事項ノ審議ヲ爲ス

第五條 部會ニ於テハ論文ノ發表シ之ニ對スル意見ヲ交換シ且必要ト認ムル事項ニ就キ決議ス

部會ハ發表セラルベキ論文ノ種類ニ應ジ適宜數箇ニ分類シテ之ヲ設ク

第六條 旅行及見學ハ日本ノ領土及南滿洲ニ渉リ之ヲ行フ

第七條 本會議ニ於テ發表セラレタル論文、意見、決議ハ之ヲ刊行ス

第四章 會議執行機關ノ組織

第八條 本會議ニ總裁、名譽會長、會長、名譽副會長、副會長、評議員、總務委員、論文委員、會議委員、見學委員、接待委員、編纂委員、庶務幹事、會計幹事ヲ置ク

本會議ニ顧問ヲ置クコトヲ得

第九條 總裁ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ推戴ス

第十條 名譽會長、會長ハ評議員會ノ決議ニ依リ推薦セラレタル者トス

會長ハ本會議ニ關スル事務ヲ統轄ス

第十一條 名譽副會長、顧問及副會長ハ評議員會ノ決議ニ依リ推薦セラレタル者トス

副會長ハ會長ヲ補佐シ、會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第十二條 評議員ハ工學會ニ於テ推薦セラレタル者トス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ重要ナル事項竝委員會ノ提案ニ係ル事項ヲ審議ス

第十三條 委員ハ會長之ヲ囑託ス

委員ハ第八條ノ區分ニ依リ委員會ヲ組織シ本會議ノ計畫竝實施ニ關スル事項ヲ分擔ス

第十四條 幹事ハ會長之ヲ囑託ス

幹事ハ本會議ニ關スル庶務竝ニ會計ヲ擔任ス

第十五條 幹事ノ職務ヲ補佐スル爲事務員ヲ置ク

事務員ハ會長之ヲ囑託ス

第五章 會員ノ種類及資格

第十六條 會員ノ種類ヲ左ノ六種トス

- | | |
|-----|-----|
| 一、代 | 表 |
| 二、名 | 譽 員 |
| 三、贊 | 助 員 |
| 四、正 | 員 |
| 五、准 | 員 |
| 六、客 | 員 |

第十七條 代表ハ各國ノ官衙、大學、學會、協會其ノ他ノ學術的諸機關ノ代表者トス

大學、學會、協會其ノ他學術的諸機關ノ存在セザル國ニ在リテハ之ニ準ズベキモノノ推薦ニ係ル者ヲ以テ代表ト爲スコトヲ得

第十八條 名譽員ハ評議員會ノ決議ニ依リ推薦セラレタル者トス

第十九條 贊助員ハ本會議ノ目的ヲ贊助シ寄附金ノ釀出ヲ爲シタル者ニ就キ總務委員會ノ決議ニ依リ推薦セラレタル者トス

第二十條 工學及工業ニ關係アル各國ノ諸學會、協會其ノ他學術的諸機關ノ正員ニシテ入會ノ申込ヲ爲シタル者ヲ正員トス

前項ノ外入會ノ申込ヲ爲シタル者ニシテ總務委員會ニ於テ前項會員ノ資格ニ準ズルモノト認メタル者ハ之ヲ正員トス

第二十一條 工學會ノ會員タル諸學會ノ准員ニシテ入會ノ申込ヲ爲シタル者ヲ准員トス

前項ノ外入會ノ申込ヲ爲シタル者ニシテ總務委員會ニ於テ前項會員ノ資格ニ準ズルモノト認メタル者ハ之ヲ准員トス

第二十二條 客員ハ本會議ヨリ招待シタル者並代表、名譽員、贊助員、又ハ正員ノ夫人及總務委員會ノ銜ヲ經タル其ノ隨伴者トス

第二十三條 代表、名譽員、贊助員及正員ハ總會及部會ニ出席シ其ノ決議ニ加ハリ且旅行及見學其ノ他本會ノ各種施設ニ參加スルコトヲ得
 准員ハ總會、部會ニ出席スルコトヲ得ルモ其ノ決議ニ加ハルコトヲ得ス且特別ノ場合ヲ除クノ外旅行及見學其ノ他本會議ノ各種施設ニ參加スルコトヲ得ザルモノトス
 客員ハ第一項ノ會員ト同一ノ待遇ヲ受ク但シ決議ニ加ハルコトヲ得ズ

第六章 論文ノ範圍及條件

第二十四條 本會議ニ提出スベキ論文ノ範圍ハ工學及工業ノ總テノ部門ニ涉リ其ノ關係箇所ノ地域ヲ限定セザルモノトス

第二十五條 論文ハ指定題目ニ依ルモノ及任意題目ニ依ルモノノ二種トス

第二十六條 指定論文ノ題目ハ論文委員會ニ於テ之ヲ選定シ任意題目ニ就キ提出ニ係ル論文ハ會議ノ目的ニ適合スルヤ否ヤニ就キ論文委員會ニ於テ之ヲ審査ス
 前項論文ハ日本語、イギリス語、フランス語、ドイツ語ノ中提出者ノ選擇ニ係ル國語ヲ以テ之ヲ記載スルコトヲ得

第二十七條 論文ハ論文委員會ニ於テ審査ノ上左ニ掲グル方法ノ一ニ依リ之ヲ處理ス

一、全部ヲ發表ス

二、所論ノ要旨ノミヲ發表ス

三、所論ノ項目ノミヲ發表ス

前項發表ノ方法ハ部會ニ於ケル朗讀又ハ報告ニ依ル

第七章 論文題目ノ種別

第二十八條 論文題目ノ種別ハ左ニ掲グル二十三種トス (Technical Programme 参照)

第八章 用 語

第二十九條 總會及部會ニ於テ用フベキ國語ハ日本語若ハイギリス語トス

第九章 會 費

第三十條 正員並准員ハ左ノ區別ニ依リ會費ヲ支拂フモノトス

正 員 拾 圓

准 員 五 圓

第十章 細 則

第三十一條 本規則ニ規定スルモノノ外必要ナル事項ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム細則ハ總務委員會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ定ム

III. 論文題目ノ種別

論文題目ノ種別 (Technical Programme) ハ次ノ二十三種デアル。但シ此ノ種別ハ論文ノ範圍ヲ大體示スニ止ルノデアツテ必ズシモ論文題目其ノ物ヲ示ス意味デハナイ。

(Technical Programme ハ土木學會誌第十四卷第五號参照)

尙論文ニ付テハ次ノ條項ニ關シテ特ニ注意セラレタイ。

1. 論文ハ成ルベク八千語以內タルベキコト、(本會議規則第六章参照)

2. 論文提出期限ハ昭和四年四月一日トスルコト、但シ論文題目及著者名ハ成ルベク昭和三年十二月末迄ニ本會議事務所ヘ通知スベキコト。

3. 論文ニハ其ノ寫一通ヲ添附スベキコト。

4. 同一人ノ提出シ得ベキ論文數ニハ制限無キコト。
5. 論文ニハ英文ニテ認メタル梗概ヲ附スベキコト、此ノ梗概ハ印刷ノ原稿又ハ講演ノ骨子トナルベキモノニシテ成ルベク五百語以内タルベキコト。
6. 論文ニハ著者ノ姓名、住所、學位、稱號及職業ヲ記載スベキコト。
7. 附圖ハ其ノ儘縮寫シ得ル様墨書ニテ明瞭ニ認ムベキコト。

IV. 日 程

會議ハ總會ト部會トニ分レ、昭和四年十月二十九日(火)ニ開會式及總會ヲ開キ、十一月七日(木)ニ總會及閉會式ヲ催シ、其ノ間ニ於テ六日間部會ヲ開クコトニナツテ居ル。會議及其ノ前後ニ亙ル見學旅行ノ日程ハ次ノ通デアル。

十月	二十五日(金)	}	日光旅行
十月	二十六日(土)		
十月	二十七日(日)		
十月	二十八日(月)	}	箱根旅行(外國人會員ニ限ル)
十月	二十九日(火)		
十月	三十日(水)		
十月	三十一日(木)		部 會
十一月	一 日(金)		部 會
十一月	二 日(土)		東京及横濱復興事業見學(外國人會員ニ限ル)
十一月	三 日(日)		(明治館) 鎌倉旅行
十一月	四 日(月)		部 會
十一月	五 日(火)		部 會
十一月	六 日(水)		部 會
十一月	七 日(木)		總 會——閉會式
十一月	八 日(金)		横須賀旅行、大宮旅行、熱海旅行、富士旅行、足尾旅行、日立旅行、仙臺
十一月	九 日(土)		旅行、原ノ町旅行、猪苗代旅行
十一月	十 日(日)		東京發
十一月	十一日(月)		名古屋旅行
十一月	十二日(火)	}	京都旅行
十一月	十三日(水)		
十一月	十四日(木)		奈良旅行
十一月	十五日(金)		大阪旅行
十一月	十六日(土)		神戸旅行
十一月	十七日(日)		京都發
十一月	十八日(月)		宮島旅行、瀬戸内海航行
十一月	十九日(火)	}	九州旅行
十一月	二十日(水)		
十一月	二十一日(木)		
十一月	二十二日(金)		

V. 見 學 旅 行

旅行及見學ノ日程ハ下ニ掲ケル通デアル。外國ヨリ參加セル會員ニ對スルモノニ比ベテ内國人會員ニ對シ

テハ旅行見學ノ日程が少イ。之ハ各地方ノ設備ヤ汽車ノ輸送能力等ノ關係カラ内國人會員ヲ總テ包容スルコトガ出來ナイ爲デ已ムヲ得ナイ。又内國人會員モ參加シ得ルコトニナツテ居ツテモ、外國人會員ノ參加者ガ多イ場合ニハ自カラ外國人會員ニ優先取扱ヲ與フルコトトナラウト思フ。遠來ノ客ヲ厚遇スル意味ヲ致シガナイコトデアルカラ此點ハ豫メ特ニ御了解ヲ得テオキタイ。而シテ會員ハ旅行及見學ヲ日程ニ從ツテ任意ニ選擇シ得ルノデアルガ之ニ要スル費用ノ概算等ハ追テ發表スルコトニナツテ居ル。

會議前ニ於テ外國人會員ニ對シテハ之ヲ二組ニ分チ日光ト箱根ト交互ニ旅行スルコトニナツテ居ル。會議前ニ於テ些シナリトモ内外人會員ノ間ニ親睦ヲ重ネテ置クコトハ甚ダ望マシイコトデアルカラ、出來ル丈ケ内國人會員モ外國人會員ト此旅行ニハ行ヲ共ニスルコトヲ希望スル。但シ箱根ノ方ハ設備等ノ關係カラ已ムヲ得ズ之ヲ外國人ニ限ツタ。日光旅行ハ外國人會員ヲ二組ニ分チテ行フノデアルカラ内國人會員モ隨ツテ二組ニ分レテ參加スル譯デアル。

(1) 會議前ノ旅行

日光旅行

[A 組]

十月 二十五日(金) 朝 上野發 午頃 日光著御廟拜觀 夜 日光泊リ※
十月 二十六日(土) 朝 中禪寺湖觀光 夜 歸京

[B 組]

十月 二十七日(日) 朝 上野發 午頃 日光著御廟拜觀 夜 日光泊リ※
十月 二十八日(月) 朝 中禪寺湖觀光 午後 日光歸還 夜 歸京

※注意 ホテルノ收容力ノ關係上内國人會員ハ日本旅館ニ分宿スルコトニナル。然シ晚餐史ケハ内外人合シテホテルデスル豫定デアル。

箱根旅行

十月 二十五日(金)——二十八日(月) (外國人會員ニ限ル)

(2) 會議期間中ノ旅行

東京及橫濱復興事業見學

十一月 二 日(土) (外國人會員ニ限ル)

鎌倉旅行

十一月 三 日(日) (明治節) 朝 東京發 鎌倉觀光 夕 歸京

午後ニ行フ見學

會議ノ部會開會中午後ニ於テ東京市、橫濱市、川崎市、大宮町及其ノ近郊ニ於ケル研究機關、工場等ヲ見學スル豫定デアル。今日迄ニ豫定サレテ居ルモノニ理化學研究所、東京工業試驗所、航空研究所、芝浦製作所、東京電氣會社其ノ他ビール工場、セメント工場、製菓工場、發電所、變電所等ガアル。工場ノ見學ニハ内國人會員モ參加シ得ルコトニナツテ居ル。期日、工場名及定員ハ追テ發表スル。

(3) 會議後ノ旅行

橫須賀旅行

十一月 八 日(金) 朝 東京發 午頃 橫須賀著軍港及海軍工廠見學 夕 歸京

大宮旅行

十一月 八 日(金) 朝 上野發 鐵道省大宮工場及片倉製絲大宮工場見學 夕 歸京

熱海旅行

十一月 八 日(金) 朝 東京發 午頃 熱海著丹那トンネル見學 夜 熱海溫泉泊リ
十一月 九 日(土) 歸京

富士旅行(人数五十人=限ル)

- 十一月 八 日(金) 朝 東京發 御殿場ヨリ精進湖ニ至リ富士五湖觀光 夜 精進湖畔泊リ
十一月 九 日(土) パノラマ臺ヨリ富士大觀 午頃 精進湖發大月ヨリ汽車ニテ夕新宿著

足尾旅行

- 十一月 八 日(金) 朝 上野發 午後 足尾銅山著選鑛見學 夜 足尾泊リ
十一月 九 日(土) 探鑛及精煉見學ノ上夜歸京

日立旅行

- 十一月 八 日(金) 朝 上野發 午頃 助川著日立製作所及精煉所見學 夜 助川泊リ
十一月 九 日(土) 日立銅山探鑛及選鑛見學 夕 歸京

原ノ町旅行

- 十一月 七 日(木) 夜 上野發
十一月 八 日(金) 朝 原ノ町著日本無線電信會社送信所見學 夕 原ノ町發 仙臺經由
十一月 九 日(土) 朝 歸京

仙臺旅行

- 十一月 八 日(金) 夜 上野發
十一月 九 日(土) 朝 仙臺著東北帝國大學金屬材料研究所見學及松島觀光 夕 松島發
十一月 十 日(日) 朝 歸京

猪苗代旅行(人数五十人=限ル)

- 十一月 八 日(金) 夜 上野發
十一月 九 日(土) 朝 猪苗代著猪苗代水力發電所見學 夕 猪苗代發
十一月 十 日(日) 朝 歸京

(4) 會議後ニ於ケル關西九州ノ連續旅行

名古屋旅行

- 十一月 十 日(日) 夜 東京發
十一月 十一 日(月) 朝 名古屋著 名古屋市及郊外ニ於ケル各工場等見學 夜 名古屋發 京都へ

京都旅行

- ※十一月 十二 日(火) 朝 京都著 二條離宮及修學院離宮拜觀
※十一月 十三 日(水) 京都觀光

奈良旅行

- ※十一月 十四 日(木) 奈良觀光

大阪旅行

- ※十一月 十五 日(金) 大阪ノ諸工場見學

神戸旅行

- ※十一月 十六 日(土) 神戸ノ諸工場見學

※注意 以上十一月十二日ヨリ十六日迄ハ京都ヲ中心トシテ見學及觀光ヲナスモノデアル。

宮島旅行

- 十一月 十七 日(日) 夕 京都發
十一月 十八 日(月) 朝 宮島著 宮島觀光 夜 宮島發 下ノ關へ

瀬戸内海旅行

十一月 十七日(日) 夕 京都發 神戸泊リ
十一月 十八日(月) 朝 汽船ニテ神戸發 瀬戸内海航行 午後 別府著 同地泊リ

九州旅行

〔A組〕

十一月 十九日(火) 朝 宮島ヨリ汽車ニテ下ノ關著 門司發 午後 別府著 同地泊リ
十一月 二十日(水) 別府觀光 午後 門司歸還 夕 門司發
十一月 二十一日(木) 朝 長崎著 長崎市中及造船所見學 夜 長崎發
十一月 二十二日(金) 朝 門司著 八幡製鐵所見學

〔B組〕

十一月 十九日(火) 朝 下ノ關著 門司發 午後 別府著 同地泊リ
十一月 二十日(水) 午前 別府發 午後 大牟田著 同地泊リ
十一月 二十一日(木) 三池炭坑見學 夕 大牟田發 夜 下關泊リ
十一月 二十二日(金) 八幡製鐵所見學

〔C組〕

十一月 十九日(火) 朝 下ノ關著 門司發 午頃 博多著 九州帝國大學見學
午後博多發
十一月 二十日(水) 朝 諫早著雲仙岳觀光 夜 雲仙泊リ
十一月 二十一日(木) 朝 雲仙發長崎著 長崎造船所見學 夜 長崎發
十一月 二十二日(金) 朝 門司著八幡製鐵所見學

以上十一月二十二日八幡製鐵所見學ヲ以テ公式ノ見學旅行ヲ終ルノデアル。其ノ以後ニ於テ朝鮮、滿洲及臺灣ヘノ旅行ガ計畫サレテ居ル。其ノ具體的計畫ノ細目ハ追テ發表スル。

VI. 注意事項

會議ニ參加ノ各位ハ下記ノ事項ニ付キ御了承置願ヒ度イ。

- (1) 正員及準員トシテノ入會申込ハ次丁ニ綴込ノ用紙ニ必要事項記入ノ上昭和四年三月末日迄ニ申込ヲセラレ度イ。(但シ申込用紙ハ別途送付ス)
- (2) 見學旅行ニ關スル申込其ノ他ノ詳細竝ニ内國人會員ノ接待方法等ニ付テハ追テ發表スル。
- (3) 内國人會員ニ對シテハ鐵道省ハ地方ヨリ會議ニ參加スル爲東京往復ノ省線各等汽車賃ヲ二割引スルコトニナツテ居ル。

東京市麹町區丸ノ内日本工業俱樂部内

萬國工業會議事務所

寄稿に関する注意事項

- (1) 御寄稿は成るべく本會の原稿用紙を用ひ横書きとすること、原稿用紙は御請求次第送附す。
 - (2) 御寄稿は止むを得ざる場合の外は成るべく本會の原稿用紙 150 枚（本會誌 50 頁）程度とされし、若し前記頁數を超過する場合は適宜其の程度に縮少を御願ひすることもあるべし。
 - (3) 假名は平假名とし、數字はなるべくアラビア文字を用ひられたし。
 - (4) 歐字は特に明瞭に認むること。
 n と u , u と v , r と v , a と α , r と γ
其の他頭字と小字とを判然たらしむる事。
 - (5) 原稿は凡て本文冒頭に内容梗概を添附し表題及内容梗概の英譯を併記せられたし。
 - (6) 附圖附表に就ては次の各項に御注意ありたし。
 - (イ) 圖面は其の儘縮寫し得る様にトレーシング・ペーパー、オイル・ペーパー、トレーシング・クロス等とす。
 - (ロ) 凡て墨色を用ひインキ類或は彩色を施さざる事。
 - (ハ) 方眼紙は青罫のものを用ひ（黄色、赤色の罫は使用せざる事）縦横線を必要とする部分には豫め墨線にて之を描き置かれたし。
 - (二) 圖表中の文字、數字は特に大きく肉太に書し縮寫したる後明瞭たらしむる事。
 - (ホ) 圖表類は製版の都合上可なり汚損するものと豫め御含み下されたし。
- (7) 寫眞は特に明瞭たるものを送られたし。
- (8) 講演、論說報告の各欄に掲載の分には抜刷 20 部を寄稿者に贈呈するものとし、尙寄稿者の希望に依り實費にて御要求に應ずる事あるべし。
算式其の他の記し方大體標準。
- (1) 本文、文字間に算式を挿入する場合には次の如く記すこと。 a/b と書き $\frac{a}{b}$ を避けること。 $(a+b)/(c+d)$ と書き $\frac{a+b}{c+d}$ を避けること。
- (2) 獨立したる列に算式を記す場合は次の如く記すこと。 $\frac{1}{3}x$ と書き $\frac{x}{3}$ を避けること。 $\frac{1}{2}(a+b)$ と書き $\frac{a+b}{2}$ を避けること。 $\frac{a}{b+cd}$ と書き $\frac{a}{b+\frac{c}{d}}$ を避けること。
- (3) 千以上の數字は 53 247 000 の如く 3 つ單位に間隔をあけること。
- (4) 名數は次の如く記し括弧の中の様に書くことを避くること。
83.4 尺（八丈三尺四寸）， 7 吋（七吋）， 35 錢（三十五錢）， 13.56 圓（十三圓五十六錢）， 1~4 時（一乃至四時間）， 88 320 噸（八萬八千三百二十六噸）， 1929 年 1 月 1 日（千九百二十九年一月一日）。

新入會者にして既刊會誌希望者に告ぐ

本會々誌は新入會者には入會の月より以降發行に係るものより配付致すべきに付其の以前の會誌御希望の場合は一部に付下記金額振替口座東京一六八二八番に拂込用紙通信欄に其旨記入請求せられたし

殘 部 内 譯

第五卷一號二號	一部金 壹 圓
第六卷六號	同 金 壹 圓
第七卷二號三號四號	同 金 壹圓五拾錢
第八卷一號	同 金 貳 圓
第九卷一號二號三號五號六號	同 金 貳 圓
第十卷二號三號四號五號六號	同 金 貳 圓
第十一卷二號	同 金 貳 圓
第十二卷三號	同 金 貳圓五拾錢
第十二卷二號五號六號	同 金 貳 圓
第十三卷二號三號六號	同 金 貳 圓
第十四卷一號二號三號四號五號六號	同 金 貳 圓
東京市内外交通に関する調査書	同 金 參 圓
大阪市内外高速度鐵道調査會報告書	同 金 壹 圓
土木學會誌索引	同 金 五 拾 錢
震害調査報告書 (一、二、三)	同 金 拾 六 圓

本會會員轉居又は旅行の場合の注意

會員の宿所の不明なるときは會誌の配付を始め其他通信上に差支候に付御轉居の際は至急明細に御通知相成度又御旅行等にて御不在となるも會費支拂には差支なき様御配慮相成たし

會 費 納 付 に 付 注 意

本會々費は下記の通りにして本會より發する振替集金に對し是非御支拂願度事若し此の集金書へ十五日間中三回の取立金支拂なき場合は最寄郵便局に就き本會振替口座東京一六八二八番に(拂込用紙通信欄に會費たる事を記入の事)御拂込相成度尙會費一時納付の御豫定又は其の他の都合に依り支拂なき場合は直に御通知相煩度

朝鮮滿洲の一部及び青島等振替貯金を取扱はざる地に居住せらるゝ會員は納期の翌月末頃迄集金を受けざるときは爲替其他の方法に依り直ちに御送金相成たし

會員種格	會費年額	自一月至四月 第一期分二月徴收	自五月至八月 第二期分六月徴收	自九月至十二月 第三期分十月徴收
會 員	金 拾 八 圓	金 六 圓	金 六 圓	金 六 圓
准 員	金 拾 貳 圓	金 四 圓	金 四 圓	金 四 圓
學 生 員	金 七 圓五拾錢	金 貳 圓五名錢	金 貳 圓五拾錢	金 貳 圓五拾錢

新に入會したるものは月割計算とし入會の翌月集金を發す

會 費 未 納 に 付 注 意

會費は從來年額を第一期第二期第三期に分割し毎年二月六月十月に振替貯金郵便として取立方を郵便局に依託の處往々集金郵便に對して放なく支拂を拒絶し尙他の方法に依りても送金なき者あれ共斯くては會費滞納者として遺憾ながら規則第十三條第一項に依り遂に會誌の配付を停止せらるゝに至るべく又本會に於ても未納金督促の手數一通ならず故に今後右様のことなき様特に御留意の上集金郵便に御拂込相成たし

會 誌 未 着 の 場 合 の 注 意

會誌は毎年二月四月六月八月十月十二月(印刷又は原稿等の都合に依り翌月上旬配付の事あり)に發行し漏なく配付すべきに付翌月未着の場合には一應本會に御照會相成たし從來往々發行後數ヶ月經過して照會せらるゝ向あるも斯くては殘部皆無となり遺憾ながら配付不可能のことあるべきに付御留意相成たし